

## 令和4年度 決算審査特別委員会（令和3年度決算）の記録

### 決算審査特別委員会

### 本庁審査（企業局、土木部、病院局、 普通会計総括審査）

- ・知事提出継続審査議案第23号：認 定  
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第24号：認 定  
「令和3年度福島県流域下水道事業会計  
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第25号：認 定  
「令和3年度福島県工業用水道事業会計  
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第26号：可 決  
「令和3年度福島県工業用水道事業会計  
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第27号：認 定  
「令和3年度福島県地域開発事業会計  
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第28号：認 定  
「令和3年度福島県立病院事業会計  
決算の認定について」

（10月17日（月） 企業局）

古市三久委員

インボイス制度について、現在と導入後の違いは何か。

代表監査委員

インボイス制度は来年の10月から導入が予定されている。これまでは納税者が自ら作成した帳簿のみに基づき仕入税額控除を行う仕組みだったが、透明性の観点で問題があるのではないかとこの理由から消費税法が改正され、4年間の周知期間を経て、適格請求書保存方式、日本版のインボイス方式により、決められた様式で消費税の仕入控除ができる仕組みに変更される。

古市三久委員

よく理解できないが、簡単に言うと消費税をどう徴収するかだと思う。つまり、工業用水を売却する県が、透明性を確保するとの観点で消費税の計算をするとの意味だと理解したが、要するに県が消費税を計算して請求するということになるのか。簡単に言えば、売却額に10%を掛ければよいと思うがそれでは駄目なのか。適切な算出とはどういうことか。

代表監査委員

令和元年10月1日から基本的に消費税は10%だが、食料品等については軽減税率により8%となっている。また、平成9年に消費税が5%になった際、1%分が地方消費税、4%分が通常の消費税と制度が非常に複雑化してきており、仕入

税額10%を単に掛ける形ではなかなか正確に算出できない。そのため、毎月仕入れごとに税額を算出して積み上げ、仮受消費税や仮払消費税との形で整理し、しっかり経営できる形になるようにしているところである。

古市三久委員

今現在はどのように計算しているのか。

代表監査委員

消費税については、令和2年度までは企業局、病院局、流域下水道とも年度末に全額精算していたが、消費税は非常に複雑になっている。10%、8%、旧税率の8%と様々に分割されており、毎回の取引ごとに整理しなければ正確な消費税が算定できないため、1年後のインボイス制度導入に向けて、現在企業局は税抜き会計処理をしっかりと行っている。

古市三久委員

ということは消費税の計算にかなり手間がかかることになるのか。非常に大変だと思うが、どうか。

代表監査委員

消費税を適正に毎月算出することは企業経営の基本である。税を抜いた部分で、毎月の経営がもうかっているか否かを把握することは企業経営では当然であるため、手間ではないと認識している。

吉田英策委員

何点か聞く。まず、工業用水道事業会計では一般会計からの繰入れはないと思う。昨年、工業用水道料金の値上げを行っているが、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ侵略の問題による輸入品の物価高騰も考慮されているのか、値上げの理由を聞く。

工業用水道課長

中長期計画などで修繕計画、施設の更新計画等を立てているが、それらを5年ごとに見直し、見込みを立てた上でユーザーと協議して料金を改定している。昨今の燃料費、動力費の高騰については、昨年の料金改定では考慮していない。

吉田英策委員

考慮していないとのことだが、こうした社会情勢の変化や燃料費の高騰を考慮した上での料金改定は、今後あり得るのか。

工業用水道課長

今年に入ってから動力費、特に電力費の上昇は大きいので、今後料金改定の前倒し等も含め、電力料金の推移を見ながら検討していきたい。

吉田英策委員

相馬工業用水道は料金を45.2円に引き下げているが、その理由を聞く。

工業用水道課長

固定資産の減価償却が進み、減価償却費の負担が減ってきたためである。

吉田英策委員

好間工業用水道のいわき市への譲渡について聞く。無償譲渡により10月1日からいわき市で運営を始めているが、無償譲渡に当たり、いわき市との今後の料金改定や設備更新についてのやり取りはあるのか。

工業用水道課長

いわき市への譲渡に当たっては、今後30年間の収支見込みをいわき市に提出し、同市でもそれを基に試算した結果、当面の間は黒字経営ができるとして譲渡に至った。

吉田英策委員

調査資料によると料金は1㎡当たり50円であり、当面はこの金額を維持すると思うが、工業団地で営業している企業、新規事業者との料金改定や設備更新等の協定はどのようになっているのか。

工業用水道課長

好間工業用水道のユーザーに対しては、当局といわき市が合同で譲渡について説明した際、料金については当面維持するが、今後施設が老朽化していった場合は更新費用等がかかるため上昇もあり得ると説明し、納得してもらっている。

吉田英策委員

次に、地域開発事業会計について聞く。一般会計からの繰入れにより純利益12億8,418万円と理解したが、幾ら繰り入れているのか。

企業総務課長

平成30年度から受入れを開始しており、令和3年度においても13億3,000万円を繰り入れている。

吉田英策委員

そうすると、収益の約13億円は一般会計からの繰入分ということになるのか。

企業総務課長

令和2年度末に企業局における分譲業務が廃止され商工労働部に移管したため、一般会計以外の収益項目がない状態である。しかし、累積欠損金があるため、それを解消するための方策として、収益的収入に繰り入れて純利益を出しているというのが地域開発事業会計の仕組みとなっている。

吉田英策委員

累積欠損金の解消のために、引き続き一般会計からの繰入れは行われるのか。

企業総務課長

令和6年度までの受入れを予定している。

宮川えみ子委員

2点聞く。まず、調査資料14ページの事項について、施設の老朽化等により今後費用が大変かかると思われることから、さらなる経営の合理化、効率化との記載があるが、他会計との調整も非常に重要だと思う。局長説明にあった沼部堰の改築工事などは相当な費用がかかり、恐らく災害対策の河川工事も重なっていると思う。工事時期により費用が違うと思うため、やはりそれらを十分考慮して効率的に進めることが重要だと思うが、どうか。

また、水害対策に関して、高柴ダムと四時ダムの事前放流の協議が整ったが、特に問題はなかったか。工業用水を使用している企業に対して迷惑をかけるようなことはなかったのか。

工業用水道課長

まず、1点目の他会計事業との連携だが、沼部堰は鮫川に設置しているため、河川管理者と改修計画等を協議した結果、沼部堰の老朽化が激しいことから県が先行して工事を進めている。今後改修計画等が進んでいけば連携して進めていきたいと思う。他の更新事業についても、道路の中に入っている管路などがあるため、他管理者の事業と連携できる部分があれば連携していきたいと考えている。

次にダムの事前放流について、現在事前放流協定に関して各ユーザーに説明しており、事前放流の連絡があればユーザーに直ちに伝えることにしている。真野ダムで一度事前放流するとの予告があったが、実際には完了しなかったため実績はまだない。

江花圭司委員

工業用水道事業会計について、調査資料9～10ページに給水先別給水量内訳がある。局長説明要旨にもあった今回純利益を出した給水収益の増加は、この資料内のどの事業所、業種なのか。

工業用水道課長

増加が大きい給水先は、調査資料10ページ、好間工業用水道9番のエイブルエナジー（同）である。バイオマス発電の企業で、契約水量は1日当たり6,800<sup>m</sup>³である。そのほか資料9ページの磐城工業用水道の福島県（小名浜東港バルクターミナル（同））が1日当たりの契約水量1,500<sup>m</sup>³で、これらが増加している代表的なところである。

江花圭司委員

それに伴い令和3年度は純利益を出しているわけだが、今後はどのように見込まれるのか。

企業総務課長

委員指摘のとおり、令和3年度は721万円の純利益を確保した。先ほども説明したが、中長期計画に基づき施設整備と料金見直しを行っている。基本的な考え方としては、5年間の料金見直し期間で黒字化を図るための価格設定をしており、価格が決定すれば、費用をいかに抑えるかとの観点で毎会計年度より効率的な事業運営に努めている。当然年度によって災害等の特殊要因で黒字化が困難なときがあるが、5年間をスパンとして黒字化を図るよう計画をしている。

江花圭司委員

地域開発事業会計にも同じことが言えるかもしれないが、平成30年度から令和6年度まで毎年13億円程度を一般会計から繰り入れるということで、今後も同じように約13億円の見込みで一般会計から繰り入れていくのか。約13億円という金額は一般会計からすると負担が大きいのか。

企業総務課長

一般会計からの繰入れは平成30年度から行っている。その際、企業局事業見直し実行計画を作成し、知事部局である総務部財政課並びに行政経営課等の関係部局と協議を行い、議会にも説明した上で計画を進めている。13億3,000万円という金額が多いか少ないかについてだが、企業局としては地域開発事業を精一杯頑張った結果として累積欠損金を出してしまったことは重く受け止めているため、一般会計から受け入れる約13億円についても重く受け止めている。

なお、今後の受入れの見込みだが、令和4年度は13億3,000万円、5年度も13億3,000万円、予定では6年度も13億3,000万円だが、経営努力を重ね、繰上償還等により3年度までに約1億7,000万円圧縮しているため、6年度については、現時点では7億3,000万円ほどの繰入れを予定している。当初は一般会計から93億円を超える繰入れを予定していたが、現時点では87億円の受入れを求めているところである。

古市三久委員

好間工業団地について聞く。好間工業用水道の給水能力が1日当たり1万m<sup>3</sup>で契約率98%ということは、給水能力がほぼゼロに近いということだと思う。何かあった場合に危険な気がするが、その辺りはどうか。

工業用水道課長

給水率はかなりぎりぎりだが、予備のポンプも設置しているため、メンテナンス等をしっかり行い、供給に影響がないよう体制を整えていわき市に譲渡した。

古市三久委員

それはつまりシステムの問題で、AとBの一方が故障すれば違う方向で供給するということだと思う。絶対量の98%を売ってしまったということは、新たに企業が出てきても供給できないが、その辺りはどう考えているのか。

工業用水道課長

これ以上の給水能力はないため、今後工業用水を使用したい企業が出た場合は、現在工業用水を使用している企業で、そこまで使用しない企業がいれば、その水を回すことになると思う。

古市三久委員

好間工業団地で工業用水を使用する企業がこれから出てくるかどうかについて確信はないが、このような対応でよいのかという問題はあと思う。

いわき市への譲渡の際にどう役割分担し、境界をどうしたのか。要するにいわき市が水を売却して料金を徴収し、本県は料金をもらわないということだと思うが、保守点検や持分などはどのようになっているのか。

工業用水道課長

今回、企業との協議も含め、施設も全ていわき市へ譲渡している。しかし、運転管理や保守点検についてはいわき市から支援を依頼されているため、今後も支援を続けていくつもりである。

古市三久委員

つまり、ダムの出口からの設備全体はいわき市に全て譲渡したとの理解でよいか。ダムで水を放出する運転は本県が行うが、それ以降は全ていわき市が保守点検も含めて行うのか。

工業用水道課長

好間工業用水道の場合は、小玉ダムから夏井川を経て、愛谷堰で水を採取して赤井の取水場から水を送っている。愛谷堰については愛谷堰の土地改良組合が操作しているが、赤井の取水場以降は全ていわき市で運転管理する。

古市三久委員

要するに愛谷堰以降の工業用水の採取、配水は全ていわき市の役割と承知した。例えば、工業団地に新しく企業が来て工業用水を使用したいときに、どの程度かは別にしてもこれでは賄い切れない場合は、愛谷堰以降はいわき市の役割であるためいわき市の負担で行うしかないのか。

工業用水道課長

委員が述べたとおりである。水利権等もあるが、施設を改修して供給能力を上げるかどうかなどについては、いわき市で検討することになる。

古市三久委員

工業団地への水量は、どの程度と決まっているのか。

工業用水道課長

夏井川の水利権は、1日当たり1万1,000m<sup>3</sup>である。

古市三久委員

つまり、残り1,000m<sup>3</sup>の余裕しかない。工事はいわき市の負担で実施し、県の手からは全て離れたとの理解でよいか。

工業用水道課長

そのとおりである。

紺野長人委員

地域開発事業の精算の関係で、支払い利息が2,700万円近いとのことだが、主な支払い先と利率を聞く。

また、繰上償還に関して、局長説明要旨の中に金融機関との交渉との表現があるが、これは法的に繰り上げて返す場合は契約変更になるため、相手方の合意が必要になるのか。

企業総務課長

まず利率についてだが、全て銀行債であり、現時点で平均0.68%程度の率になっている。

2点目について、企業債の償還は約定の期間内で行うが、銀行と協議の上、例えば約定で令和4年度の3月に償還予定であったものを4月に繰り上げるといった手続を現時点で行っている。

紺野長人委員

支払い先の主な金融機関はどこか。

企業総務課長

申し訳なかった。全額東邦銀行である。

吉田英策委員

先ほどインボイス制度の話があった。インボイス制度では、承知のとおり1,000万円以下の非課税事業者への適正な請求書の発行によって課税業者となり、それにより中小の事業所は本当に大きな影響を受けると言われている。来年10月から実施されるが、企業局で発注する簡易な工事も含め、この制度によって影響の受ける事業所を県ではどのように把握しているのか。

企業総務課長

インボイス制度の導入に当たってのこれまでの企業局の取組だが、先ほど冒頭に監査委員からも説明があったとおり、来年の10月1日からの導入に当たり、適格請求書を国税庁に認めてもらう手続を進めている。なお、その請求書を税務署

に登録する際、企業局と取引のある事業所に対して案を示し、ほとんど意見はなかったがそれに対する意見をもらう取組をしているところである。

現時点では、インボイス制度を導入するに当たって影響を受ける事業所がどれほど出るかは把握していない。

古市三久委員

参考に聞く。先ほど好間工業団地で黒字になったとの話があったが、売上金は幾らあったのか。また、それは全体のどの程度か。

企業総務課長

令和3年度の好間工業団地の給水収益は1億1,253万7,000円ほどである。

古市三久委員

これは給水の売上金の何%程度になるのか。

企業総務課長

企業局の工水全体の給水収益が23億6,000万円であるため、約5%弱である。

荒秀一委員

福島県公営企業決算審査意見書25ページについて、先ほどの説明で、水害の際の複線化を相馬工水と好間工水で実施したとの報告があった。また、実際の給水停止期間を見ると、好間工水が16日、相馬工水が13日とのことで、単純に事業者はこの間、操業停止なりの影響があると思う。自然災害とはいえ、そのような場合どういった協定がされているのか。また、当然決算においても何らかの補償が出てくるのかと思うが、その現状を聞く。

工業用水道課長

この台風による給水停止については、条例や契約上、自然災害等不可抗力による断水の場合は責任を負わないとされているため、企業の理解の上そのような形で行っている。ただし、給水停止期間は当然料金を求めないこととしている。

荒秀一委員

当然事前に事業者から理解を得ていると思うが、もし期間がかなり長い場合、甚大な被害が起きた場合は協議をしていく必要があると思う。その辺りについて、担当の考えを聞く。

工業用水道課長

想定できない部分もあるが、東日本大震災の際はかなりの期間断水したものの企業も操業を停止しており、お互い様という状況であった。今後そのようなケースがあった場合は個別に協議することとしているが、そうならないよう、地元の建設会社の組合等との災害協定、また、東北6県、全国の各企業局と協定を結び早期の復旧を目指していく考えである。

(10月17日(月) 土木部)

渡辺康平委員

福島県公営企業決算審査意見書13ページの(1)に、「組織としての執行体制やチェック体制が十分でなかったため、一部で不適切な処理が認められたことから、執行体制の強化を図った上で」云々と記載されているが、詳細を聞く。

代表監査委員

執行体制の部分は先ほど説明したとおり、決算の書類は2か月以内の5月までに知事に提出しなければならないと地方公営企業法第30条第1項に規定されているが、実際に提出されたのは7月中旬であった。また、市町村の負担金のうち企業債償還に充てる3億3,000万円について、資本的収入の計上に適正を欠くものがあったのではないかと指摘した。また、消費税納付額の算定に適正を欠くものがあり、消費税の納付に当たり払うべきものと払わなくてよいものの計算に誤りがあった。差引きで消費税の申告が2,424万円少ない状況になっており、現在手続中である。

流域下水道会計は令和2年4月1日から地方公営企業に移行し、監査委員事務局では昨年の決算審査からチェックして

いる。企業会計は非常に複雑であり、会計原則が単式簿記の現金主義とは全く異なる発生主義の考え方であるため、土木総務課と下水道課で連携を図りながら十分に認識してもらい、早く決算等ができる体制を取ってほしいと土木部に検討を依頼した。

山口信雄委員

汚水処理単価や汚水処理原価が高いのは、福島市に未接続区域があるなど施設利用率が低いところがあるためと思うが、その辺りに働きかけなどは行っているのか。

下水道課長

福島市における処理区域の増については、県北処理区において福島市の合流区域についても処理の対象となっている。これについては、原発事故等によりなかなか地元から接続の同意が得られなかったが、今年の4月に正式に地元から合意が得られ、現在、市で接続に向けて準備しているため、今後接続が増えれば処理量も増えていくと考えている。

山口信雄委員

この施設を造った際、どの程度の利用率を目標として設定していたのか。

下水道課長

下水処理場の施設の利用率等の考え方については、構成する市町村から上がってくる流入量の見込みに基づき、設備などを段階的に整備していくことで行っている。福島市の合流区域に限って言えば、原発事故前に既に接続する予定ではあったが、それが中断しており、その辺りの状況を踏まえながら処理場でも接続に向けての準備をしてきたところである。

山口信雄委員

その辺りの事情は分かるが、当初どの程度の処理量を考えて造られたのか。

下水道課長

県北処理区の汚水処理量については、全体計画としては1日当たり最大約13万 $\text{m}^3$ を処理するものである。

山口信雄委員

計画に対する実績の割合はどの程度か。

下水道課長

調査資料の附属資料1ページに処理区ごとの一日平均処理水量があり、実績は記載のとおりである。

山口信雄委員

当初の計画である1日当たり最大約13万 $\text{m}^3$ に対してどうなのか。

下水道課長

県北処理区については、全体計画である1日当たり最大約13万 $\text{m}^3$ に対して、令和3年度の実績値は約4万6,000 $\text{m}^3$ である。

山口信雄委員

そうすると、施設利用率63%という数値はかなり高く見えるが、その辺りについて説明願う。

下水道課長

1日当たり最大約13万 $\text{m}^3$ というのは今後整備する部分も含めた全体計画の量であり、現在の処理能力は1日当たり約9万6,000 $\text{m}^3$ である。

佐藤郁雄委員

調査資料6ページ、流域下水道事業損益計算書において、特別利益の過年度損益修正益が6億何がし、特別損失の過年度損益修正損が約22億円と、かなり大きな数字になっているが、内容を説明願う。

下水道課長

前年度の固定資産の修正等に伴い、本来行うべきであった収益化などの会計処理が誤っていた部分を修正したこと等により、過年度損益の修正益が6億円ほど出ているものである。

また、過年度損益修正損についても、前年度分の固定資産の修正、具体的には県北浄化センターの資産の除却漏れや登

録漏れなどにより発生した過年度の修正である。

佐藤郁雄委員

固定資産の除却漏れなどの説明だったが、漏れた原因は何なのか。

下水道課長

令和2年度から企業会計に移行し、昨年度が初めての決算だったわけであるが、企業会計の理解不足等もあり、本来、県北浄化センターであれば、元年度の被災により資産が水没して全く使えなくなった時点で除却を行わなければならなかったところ、その処理をしていなかったために昨年度の監査で指摘を受けたものを昨年度中に修正したため、過年度損益の修正益や修正損という形で決算に現れた。

古市三久委員

福島県公営企業決算審査意見書16ページ、県中浄化センターの指定廃棄物の場外搬出について、どの程度の量をどこに搬出したのか聞く。

下水道課長

県中浄化センターの指定廃棄物については、原発事故の影響により処理場内に保管した汚泥が約3万8,000tあった。それらについて、仮設の焼却施設などにより減容化を進め、8,000～10万Bq/kgの指定廃棄物については管理型の処分場に、10万Bq/kgを超える指定廃棄物については中間貯蔵施設に環境省による搬出が完了した。

古市三久委員

約3万8,000tのうち、8,000～10万Bq/kgの指定廃棄物と10万Bq/kgを超える指定廃棄物はそれぞれどの程度の量だったのか。

下水道課長

内訳については手元に資料がないため、後ほど回答したい。

古市三久委員

県中浄化センターの中に焼却施設を造り、そこで減容化したのか。

下水道課長

そのとおりである。

古市三久委員

その焼却施設は現在どうなっているのか。撤去したのか。

下水道課長

撤去済みである。

古市三久委員

管理型の処分場とは民間の処分場か。

下水道課長

元々は民間の処分場だったものを国の管理に変えた処分場である。

古市三久委員

搬出の際の運搬料はかかったが処分料はかからず、令和3年度決算には入っていないということか。

また、その処分場は双葉郡にあるのか。

下水道課長

環境省が行っているため、運搬費や処分費は決算には含まれていない。

また、管理型の処分場は双葉郡にある。

古市三久委員

調査資料4ページ、流域下水道事業収益約107億円のうち長期前受金戻入が51億円と半分を占めているが、これはどの



ようなお金なのか。また、毎年この程度入ってくるのか。

下水道課長

長期前受金戻入については、補助金等により取得した固定資産の減価償却費のうち、その補助金相当額を収益化した科目であり、平成26年度の会計基準の見直しにより加わった科目である。これについては毎年この程度の額となる見込みである。

古市三久委員

そうすると、金は存在しないが、会計上このように処理しているということか。

下水道課長

委員指摘のとおり、現金収入などを伴うものではなく、会計処理上の均衡を保つための科目である。

古市三久委員

減価償却していくことは徐々に財産がなくなっていくわけであり、いずれ新しくする必要があるが、そのための費用は国庫支出金や県の予算で補うため、そのような架空の操作をしていると理解してよいか。

下水道課長

平成26年度の会計基準見直し前は、補助金等で取得した固定資産については補助金等を差し引いた額で減価償却を算出していたが、会計基準の見直しにより補助金等も減価償却の中に入れることになった。減価償却が増えると費用だけが増えてしまい、何か収益を入れないと会計上おかしい形になるため、その相当額を長期前受金戻入という科目で収益として見るものである。

古市三久委員

そうした会計基準であれば仕方がないが、内容を精査するとこのようなものがよいのかどうか疑問が残る会計処理だと思うので、その点だけ述べておく。

荒秀一委員

福島県公営企業決算審査意見書13ページにも記載があるが、下水処理場で発生する汚泥は肥料など様々な部分で利用されるものと考えている。また、その辺りについては下水処理場を持っている各市町村においても工夫しているが、放射線量の関係もあると思う。先ほどの県中浄化センターの件では環境省による処分とのことだったが、今後は前向きに利用するということがあると思う。各処分場で発生する汚泥は現在どのようになっているのか。また、今回の決算にも含まれている部分があれば聞く。さらに、今後の考え方について聞く。

下水道課長

下水汚泥の有効活用については、原発事故直後はどうしても汚泥の放射性物質濃度が高く、従前まで搬出していた受入先でもなかなか受け入れてもらえない状況であった。時間がたつにつれ濃度も下がってきたことから、コンポスト、いわゆる肥料の工場での受入れも既に再開されており、昨年度の実績では、4処理区の下水汚泥のうち約3分の1についてはコンポスト工場に搬出し、肥料としての再利用ができています。今後とも汚泥の再利用の拡大に向けて取り組んでいく。

荒秀一委員

決算において収入、または支出として計上されているのか。

下水道課長

コンポスト工場などでの汚泥処分については、収集運搬処分業務委託の中で費用として計上している。

満山喜一委員長

下水道課長に聞くが、先ほど古市委員から質問のあった県中浄化センターに保管した指定廃棄物約3万8,000tのうち、8,000~10万Bq/kgの指定廃棄物及び10万Bq/kgを超える指定廃棄物の内訳について、資料はいつまでに提出可能か。

下水道課長

あさってまでに提出したい。

満山喜一委員長

よろしく願う。

吉田英策委員

部長説明要旨の中で、県北浄化センターの災害復旧工事が令和3年度末までに完了したとの説明があったが、市町村の費用負担はどのようになっているのか。

下水道課長

災害復旧に係る市町村負担金については、通常の整備事業に係る負担金と同様、国の補助金を引いた額のおおむね半分程度となっている。

吉田英策委員

市町村と県で半分ずつ負担するということか。

下水道課長

そのとおりである。

吉田英策委員

市町村にとっては大きな負担になるのではないかと思う。先ほども説明のあった施設利用率63%という数値はそれほど高くないかと思うが、これは市町村が負担する使用料の引上げにはつながらないのか。

下水道課長

企業会計に移行する前は全国的な指標で比較することができなかったが、令和2年度からの企業会計移行により、全国的な比較をした上で効率的な経営等に努めることができる指標等もできたことから、今後ともコスト縮減等に努め、直接的な下水道使用料の増につながらないよう努力していきたい。

(10月17日(月) 病院局)

佐藤郁雄委員

今ほどの未収金について、「新たな未収金の発生防止を求めました」とは、監査委員として具体的にどのようなことを求めたのか。

代表監査委員

未収金発生 の最も多い部分が入院収益であるため、入院時には必ず誓約書を取り、入院費が支払えない際の保証人を記入してもらうなど、未収金徴収マニュアルに沿った対応をする等の基本的な部分を徹底してもらう。また、時間外の来院患者に係る未収金が多いことから、時間外の来院患者に係る医療費徴収漏れをなくす具体的な取組について病院局に求めた。

渡辺康平委員

企業会計決算書の149ページ、経営指標に関する事項において「病床利用率は前年度比1.4ポイント増の45.8%となっており、前年度比では増加しているものの、より一層病床の有効活用を図る必要がある」とまとめられているが、病院局としてどのように一層病床の有効活用を考えているのか聞く。

病院経営課長

病床利用率の向上については、現在コロナ患者を受け入れるための専用病床を確保しているが、南会津病院では地域包括ケア病床を取り入れることとしており、地域のニーズに合った受入体制を構築し、病床利用率の向上を図っていききたいと考えている。

渡辺康平委員

令和3年度の病床利用率は45.8%とのことだが、3年度はまだ新型コロナウイルス感染症が悪化の状況をたどっていた。その状況の中、たしか福祉公安委員会においても2、3年度の病院局審査で新型コロナウイルス感染症への対応について

さんざん質問や質疑をしてきたのを覚えている。改めて新型コロナウイルス感染者の受入状況等について聞く。

病院経営課長

令和3年度において、県立病院では南会津病院が14床、ふたば医療センター附属病院で4床、各々新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床を確保している。3年度の入院患者の受入れは南会津病院で140名余り、ふたば医療センター附属病院では60名余りであった。

渡辺康平委員

病床利用率が低いものの新型コロナウイルス感染者の受入れはしているとのことだが、令和3年度頃の患者数を考えると普通は病床利用率が50～60%程度に上がっているのではないかと思う。簡単に述べると、病院局において感染症対応がなかなかできず受入れが非常に難しかったのではないかと思う。特に矢吹病院において精神疾患のあるコロナ患者の受入れが強く求められた時期であると思うが、その辺りの数字が出てこないように感じている。3年度のまとめとして「より一層病床の有効活用を図る必要がある」と記載するのであれば、精神科における感染症対応も考えていかななくてはいけないと思うが、どうか。

病院経営課長

矢吹病院の建て替えが終わり、新病院が開院した。以前の病院は構造上感染対策が難しい面があったものの、新病院では感染症の対応病床を1床確保し、患者が増えた際にさらにエリアの区分ができる病床を確保している。

宮川えみ子委員

「新たな未収金の発生防止に努める」とのことだが、程度や内容を聞く。また、救急患者に係る未収金発生防止が難しいとの話があり、各種制度の周知や保険証の確認などを行っているとおった。個別の対応で早めに福祉関係につなぐことができると互いに助かると思うが、その辺りについて聞く。

病院経営課長

令和3年度中に発生した未収金は本年4月1日時点で約1,200万円あったが、5月末時点で約300万円に減少している。発生防止については先ほど話があったとおり、患者に対し生活保護の医療扶助や医療費用の助成制度、高額療養費制度等の利用を促したり、外来については時間外受入れ時の保険証や運転免許証等の身分証明書の確認、入院患者については誓約書の徴収等の徹底により、未収金発生の防止に努めている。

宮川えみ子委員

承知のとおり生活保護は申請段階から医療費が無料になるため、一刻も早く患者の状況を捉えて対応することが大事であることから、人員配置も含めて努力願う。要望とする。

古市三久委員

県立病院では1月の残業時間が80時間や100時間を超える医師はいるか。

病院経営課長

現時点では、そこまで超過勤務をしている医師はいないと報告を受けている。

古市三久委員

最も長い者で、どの程度の時間外勤務をしているのか。

病院経営課長

昨年度の実績で最長の超過勤務は年間737時間であり、月平均では60時間程度である。

古市三久委員

どの程度が多いか少ないかについては議論がある。

県立病院の医師は不足しているのか、それなりに確保されているのか、もしくは潤沢なのか。

病院経営課長

常勤医師は現在24名である。24名以外でも診療科によっては非常勤で応援してもらっているため、現時点ではまだ充足

には至っていないと認識している。

古市三久委員

県立病院はそれなりに地域医療を確保するために、時間外勤務がどれほど多いか等は差し置いても一定程度の医師を確保しなければならないと思う。そのため24名がよいかどうか、スポット的に医師を都度確保することがよいかどうか、よく検討してほしい。先ほど新型コロナウイルス感染症に係る病床利用率の問題もあったが、利用率を上げるためにも医師確保は前提となる問題であると思う。会津地域と浜通り地域は医師が少なく中通り地域はそれなりに医師がおり、本県は医師が偏在している。病院局の責任ではないが、県として医師確保をしっかりと行うよう要望する。

もう1点聞かすが、大野病院の外壁全面打診・簡易躯体調査には幾らかかったのか。

病院経営課長

先ほど説明したとおり、令和2年度に目視による外観調査を行い約90万円であった。3年度は外壁全面打診・簡易躯体調査を行い、約1,300万円であった。

古市三久委員

調査目的を聞く。

病院経営課長

調査開始時には大野病院を今後どうしていくか方向性が未定であったため、建物自体がこのまま使えるかをまず調査した。

古市三久委員

つまりは今後大野病院をどうするかについて議論するとの話である。大熊町の現在地で病院を改修して使うことも1つの選択肢である。また、聞くところによれば、大野病院の後継機関についてこちらに造るとかあちらに造るとか各市町村で綱引きもしている。一方で、富岡町のふたば医療センター附属病院をどのように活用していくかの問題も様々言われている。そうした中で1,000数百万円をかけての調査は理解できないわけではないが、果たして妥当であったかとの問題があると思う。そのため、1つの方向性を出した後に大野病院をリフォームして使えるかを検討しても遅くなかったと私は思うため、1,000数百万円もの金をかけての調査はいささか早過ぎたという感じがする。

今後、大野病院をどうするかについては地元の意見を聞くなどしっかりと議論し、今後の方向性が出た段階で調査しても遅くなかったと思うため、あまり先走って実施すべきではなかったと思うとの意見を述べるが、どうか。

病院局長

大野病院については、実際に建物が使えるかどうかを確認する目的で調査している。大野病院の後継医療機関については今まさに検討会を立ち上げ、具体的な設置場所や現在の大野病院の建物が使えるかどうかについて、さきの調査結果も踏まえながら改めて検討されるため、病院局として調査は必要であったと考えている。

古市三久委員

県としてはそのように答弁することが当然であると思う。調査の是非についてこれ以上は述べない。原子力発電所の事故という特殊な災害が起きた地での病院である。確かに新築して間もないため使うのはよく分かるが、全て壊して新築することも考えるべきであると思う。そのような意味では、この調査が果たして妥当であったか非常に疑問があるため意見を述べた。是非様々な意見を聞きながら、すばらしい病院をつくってほしいと思うため、よろしく願う。

満山喜一委員長

要望であり答弁は不要か。

古市三久委員

不要である。

吉田英策委員

調査資料23ページの未収金発生防止について、当然回収率の向上に努めることは必要である。2名の連帯保証人を付け

てもらい入院時の誓約書の徴収を徹底することだが、連帯保証人を付けることができない患者についてはどのように対応するのか。全国的に統一的方法があるのか。もしくは県の裁量により連帯保証人を求めないことも可能なのか。

病院経営課長

入院時の誓約書については、様式上2名の連帯保証人を付けてもらうことにはしているが、各個人で状況が大分異なるため、連帯保証人が1名となったり連帯保証人の確保自体が難しい患者もいると思う。基本的には連帯保証人を付けてもらう取扱いとしているが、個別の事情を勘案した対応もあると考えている。

吉田英策委員

今答弁があったように、個別の事情を勘案する対応が必要であると思うため、よろしく願う。

佐藤郁雄委員

関連である。そもそも未収金を発生させないよう取り組まないとまずい。誓約書に連帯保証人を記載しても支払えない人は支払えない。民間病院での取組としては、最初入院保証金を預かったり、夜間の外来であれば預かり金を受領して後日精算により返金している。弁護士に回収を委託しても全額回収されるわけではないため、そうした体制を取らなければ県に入る金がほぼない状況になる。そのため、やはり未収金を発生させない方法を考えて対応する必要があると思うが、どうか。

病院経営課長

委員指摘のとおりではある。先ほど令和3年度に発生した未収金は4月1日時点で約1,200万円あり5月末時点で約300万円に減少していると説明した。しかし発生要因としては、金額ベースで6割以上が生活困難であり、金を持たないで来院する、未収金を分納中に再度受診するなど、そもそも幾らかでも金を預かることが難しい場合が多い。また、県立病院は政策医療を実施しているため、初めから金を預けてほしいと伝えるのは難しいことから、入院保証金や外来の預り金の徴収の対応はしていない状況である。

また、特に南会津病院やふたば医療センター附属病院が該当するが、昨年度時間外診療で発生した未収金は20万円程度であり、未収金を発生させてはいけないことは理解しているが、事務員や警備員が預かると超過勤務や委託料の増額が生じるほか、看護師には医療行為に専念してもらい無用なトラブルに巻き込むことは避けたいと考えている。そのため、現状としては預り金についても実施していない状況である。

佐藤郁雄委員

生活困難者が多いのであれば、その形の対応でよいと思うため、よろしく願う。

また、先ほど医師不足の質疑があった。働き方改革により再来年4月から医師の残業時間が制限され、タスクシェアにより看護師にしわ寄せが及び、事務員や看護補助者の雇用等が必要になる。県では現在看護師を養成していると思うが、県立病院で雇用する人数分の看護師数となるよう要請しているのか。

病院経営課長

それは県立病院……

佐藤郁雄委員

要するに県立病院として看護師を採用する……

満山喜一委員長

やり取りをしないでほしい。

病院経営課長

現時点において県が自ら看護師を育成することはしていない。

満山喜一委員長

佐藤委員に述べるが、決算の内容で質疑願う。

佐藤郁雄委員

承知した。

## (10月17日(月) 普通会計総括審査)

紺野長人委員

本県の将来負担比率は119.7%で全国でもかなりよいとの説明だったが、例えば分母に入る財政規模には国からの復興財源が含まれているのか。それとも標準財政規模を分母に持ってきているのか。国からの復興財源は安定的なものではないため、標準財政規模で計算しなければ本当の本県の将来負担が見えてこないのではないかと思う。

代表監査委員

我々も審査をしているが、詳細については総務部所管となるため、よろしく願う。

吉田英策委員

意見書7ページの歳出決算の推移について、この中には義務的経費として職員の人件費等が入っていると思うが、平成22年度から令和3年度まで義務的経費は大体同額である。その他の経費や投資的経費がこれだけ伸びている中で、この義務的経費がそれほど変動していないということは、やはり県職員の1人当たりの負担は相当大きいと思う。

職員の内部統制等の意見が出されているが、働き方に対する監査の意見はあるのか。

代表監査委員

意見1及び2の中で職員の意識変革と行動変容について意見を付している。

義務的経費はほとんど変わらない中でどうかとの話であるが、確かに一人一人への負担が少し増えているのは間違いないと思っている。

一人一人が疲れている部分は否定できないが、この11年半の間に、全国はどのような状況かについて数字で述べたい。まず総生産については全国が8.7%、本県がマイナス2.1%である。震災前の平成19年と30年の統計値であるが、全国は2桁に届くところで、本県はマイナスである。また、製造品出荷額については、20年にリーマンショックがあったため、全国マイナス3.9%、本県マイナス17.6%、農業産出額については、全国は3.3%増である。例えば山形県ではブドウを全てシャインマスカットにしている。長野県では、キャベツを周年出荷できるような形で努力しており、他県は別な景色を見ている状況である。大変ではあるが様々な工夫をして本県の魅力や価値を具体的に磨き上げていくべきであり、それをしなければ、先に他県が行ってしまう。

7月に、山田委員と大阪事務所及び名古屋事務所の監査に行ってきた。大阪市の状況であるが、大阪空港から梅田駅まで行く間に昔の古いビルがほとんどなくなっていた。大阪万博に向けて大阪商人はビジネスにつなげるよう既に実行している。その中で、本県は震災で大変だというだけでは、もう立ち行かない状況だとして少し厳し目に意見を出している。具体的には様々あるが、工夫をしつつ福島を磨き上げていきたいということが今回の意見である。

吉田英策委員

震災前から比べれば、県の予算規模は約1.5～2倍に膨れ上がっている。当然、義務的経費や人件費についても伸びが必要かと思ったため、監査の意見としてもぜひ働き方や人件費増について取り上げてほしい。要望である。